



平成 29 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 角 和夫  
(コード番号 9042 東証第一部)  
問合せ先 グループ経営企画室 広報部長 中西達也  
(TEL. 06-6373-5092)

## 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 31 日開催の取締役会において、当社子会社である阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社（以下、あわせて「対象子会社」という。）の役員報酬制度に関して、阪急電鉄株式会社については常勤の取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。）（以下、あわせて「阪急電鉄取締役等」という。）を対象に、また阪神電気鉄道株式会社については常勤の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。（以下、「阪神電気鉄道取締役」といい、「阪急電鉄取締役等」と「阪神電気鉄道取締役」をあわせて「対象取締役等」という。))を対象に、当社の株式を用いた新しい株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

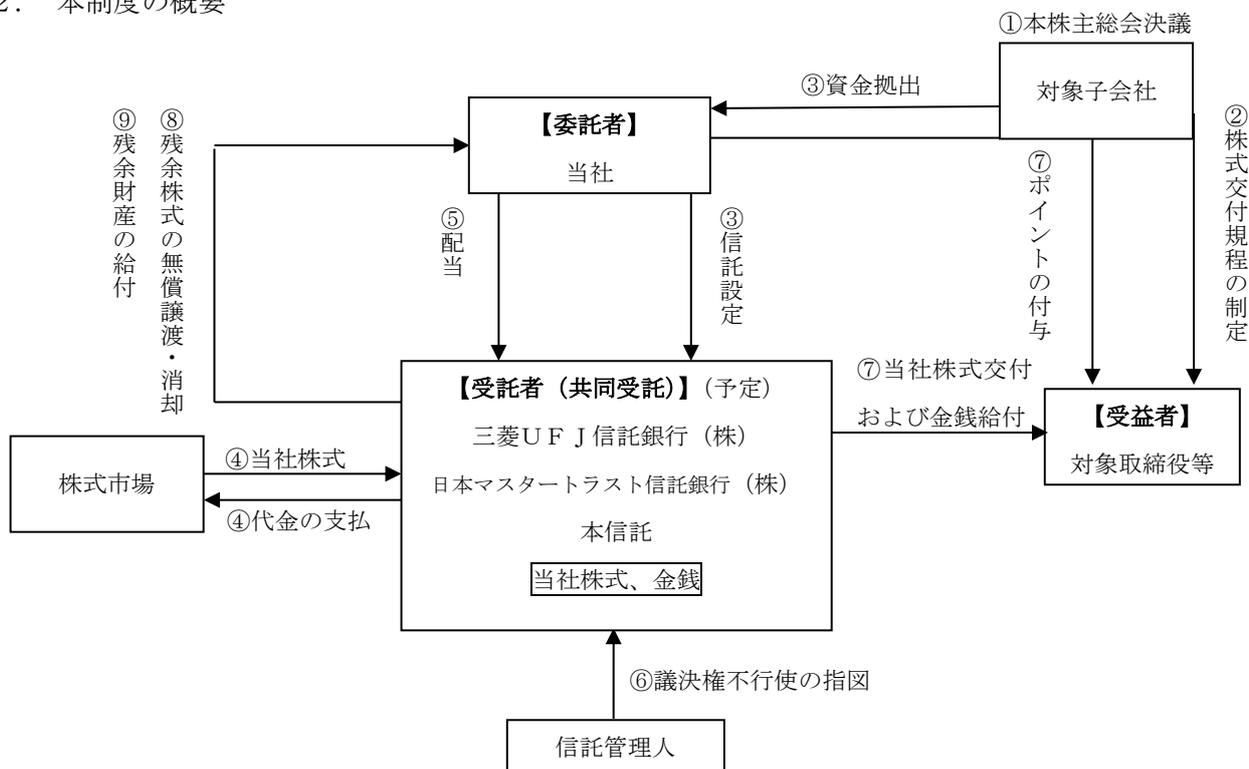
### 記

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、当社グループの中核を担う対象子会社の対象取締役等を対象に、対象取締役等の報酬と、当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、各対象子会社の株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、業績及び役位に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (4) 当社は、対象子会社の常勤の取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして当社株式にかかる新株予約権の発行を行っておりましたが、対象子会社の株主総会における本制度に関する議案の承認可決を条件として、当該ストックオプションとしての新株予約権の発行及び付与を取り止めるとともに、対象子会社の常勤の取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該対象子会社の取締役において権利放棄することといたします。

なお、当該ストックオプションとしての新株予約権については、現時点において阪急電鉄株式会社の監査役に就任している者も保有しているため、当該監査役に対しても本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該監査役において権利放棄することといたします。但し、当該監査役に対しては、権利放棄したストックオプションに応分のポイントの付与のみを行い、信託期間中の毎事業年度における業績目標の達成度及び役位に応じたポイントの付与は行いません。

## 2. 本制度の概要



- ① 対象子会社は、各対象子会社の株主総会において本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 対象子会社は、各対象子会社の取締役会において本制度の内容にかかる株式交付規程を制定します。
- ③ 対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は各対象子会社から拠出を受けた金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象子会社が拠出した金額に応じて、対象子会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度及び役位に応じて、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、当該対象取締役等の退任時（下記（８）に定める。）に累積ポイント（下記（５）に定める。）に応じて当社株式等の交付等を行います。

⑧信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議により消却を行う予定です。

⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象子会社は、各対象子会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として、当社を通じて追加で金銭を信託する可能性があります。

### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度にかかる期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間をそれぞれ「対象期間」という。）

(※) を対象として、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）第 2 段落に定める。）には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

### (2) 制度導入手続

各対象子会社は、各対象子会社の株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び対象取締役等が対象期間ごとに付与を受けることができるポイント（下記（6）に定める。）の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合（下記（4）第 2 段落に定める。）は、各対象子会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、行うものとします。

### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に累積ポイント（下記（5）に定める。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること（対象期間中に新たに対象取締役等になった者を含む。）
- ② 在任した対象子会社における取締役、監査役、執行役員の地位をすべて退任（阪急電鉄取締役等を退任して阪神電気鉄道取締役に就任する場合及び阪神電気鉄道取締役を退任して阪急電鉄取締役等に就任する場合を含む。）していること（※）
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 累積ポイント（下記（5）に定める。）が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※) 下記（4）第 4 段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても対象取締役等が在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象取締役等に対して在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

- (※) 信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。
- (※) 本制度導入に伴いストックオプションを放棄し応分のポイントの付与を受けた阪急電鉄株式会社の監査役も、上記に準じて取り扱います。

#### (4) 信託期間

平成 29 年 5 月 17 日（予定）から平成 32 年 8 月 31 日（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3 年間）と同一期間だけ延長することがあります。対象子会社は、延長された信託期間ごとに、各対象子会社の株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、各対象子会社から拠出を受けた金銭をあわせて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

但し、かかる追加拠出を行う場合において、各対象子会社に対応する勘定ごとに、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該対象子会社の株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。但し、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### (5) 対象取締役等に交付される株式数

信託期間中の毎年 6 月 1 日に、同年 3 月 31 日で終了する事業年度（初回は平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における連結営業利益の額及び役位に応じて、対象子会社ごとに、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。また、本信託の設定後遅滞なく、本制度導入に伴いストックオプションを放棄する対象取締役等及び阪急電鉄株式会社の監査役に対して、応分のポイントが付与されます。当社株式等の交付等は、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて行われます。

1 ポイントは当社株式 1 株とします。但し、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

#### (6) 本信託に拠出する信託金の上限及び対象取締役に付与されるポイントの上限

信託期間中に各対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、阪急電鉄株式会社は 9 5 0 百万円、阪神電気鉄道株式会社は 7 5 0 百万円（本制度導入に伴いストックオプションを放棄する対象取締役等及び阪急電鉄株式会社の監査役に付与されるポイント相当分の金額を含む。）とします。なお、上記（4）第 2 段落の信託期間の延長を行う場合に本信託に拠出する信託金の上限金額は、阪急電鉄株式会社は 6 0 0 百万円、阪神電気鉄道株式会社は 5 1 0 百万円とします。

(※) 信託金上限は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信

託費用を加算して算出しています。

当初対象期間に各対象子会社の対象取締役等に付与されるポイント(本制度導入に伴いストックオプションを放棄する対象取締役等及び阪急電鉄株式会社の監査役に付与されるポイントを含む。)の総数の上限は、阪急電鉄株式会社は250,000ポイント、阪神電気鉄道株式会社は200,000ポイントとします。そのため、当初対象期間において、本信託が取得する株式数(以下「取得株式数」という。)の上限は、かかるポイントの上限の合計に相当する株式数(450,000株)となります。なお、上記(4)第2段落の信託期間の延長を行う場合は、対象期間に各対象子会社の対象取締役等に付与されるポイントの総数の上限は、阪急電鉄株式会社は150,000ポイント、阪神電気鉄道株式会社は135,000ポイントとし、対象期間における取得株式数の上限は、かかるポイントの上限の合計に相当する株式数(285,000株)となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合等には、上記(6)の各対象子会社の信託金の上限金額及び取得株式数の上限の範囲内で、当社を通じて本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 対象取締役等に対する株式等の交付等の方法及び時期

上記(3)の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時(対象取締役等として在任した対象子会社における取締役、監査役、執行役員の地位をすべて喪失した時をいい、阪急電鉄取締役等を退任して阪神電気鉄道取締役に就任する場合及び阪神電気鉄道取締役を退任して阪急電鉄取締役に就任する場合を含む。)に、退任した時点における累積ポイントの70%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切捨て)の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。本制度導入に伴いストックオプションを放棄し応分のポイントの付与を受けた阪急電鉄株式会社の監査役も、上記に準じて取り扱います。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

信託期間満了時に残余株式(信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある対象取締役等ないし阪急電鉄株式会社の監査役に対して、その退任時に交付等を行うことが予定される当社株式を除く。)が生じた場合は、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該

残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社、対象取締役等及び阪急電鉄株式会社の監査役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ②信託の目的   | 対象取締役等に対するインセンティブの付与                                   |
| ③委託者     | 当社   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））    |
| ⑤受益者     | 対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者等                             |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦信託契約日   | 平成29年5月17日（予定）   |
| ⑧信託の期間   | 平成29年5月17日（予定）～平成32年8月31日（予定）                          |
| ⑨制度開始日   | 平成29年5月17日（予定）   |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫信託金の上限額 | 1,700百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）                           |
| ⑬帰属権利者   | 当社   |
| ⑭残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |         |   |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。    |

以 上